解散公告

当社は、平成二十二年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月三十日

山口県防府市大字浜方九四番地の八

株式会社ピー・ディー・アイセンター

代表清算人　竹村荘一郎

解散公告

当社は、平成二十二年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月三十日

福岡市東区多々良二丁目一二番二二号

株式会社文祐

代表清算人　大神　文三

解散公告

当社は、平成二十二年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月三十日

福岡県春日市大谷七丁目五一番地

株式会社西日本油機

代表清算人　田代　善信

解散公告

当社は、平成二十二年七月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月三十日

沖縄県島尻郡久米島町字比嘉一六〇番地八一

株式会社南西開発

代表清算人　国吉　浩樹

解散公告

当社は、平成二十二年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月三十日

沖縄県豊見城市字豊見城三四番地

有限会社朝日住宅

代表清算人　金城　勝昭

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年六月九日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月三十日

長野県飯田市山本五九九二番地一

特定非営利活動法人伊那谷環境文化ネットワーク

清算人　樋口　顯勇

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年七月五日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月三十日

愛知県名古屋市千種区井上町一〇番地

特定非営利活動法人こんぺいとう倶楽部

清算人　鬼頭　恒子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年四月二十七日目的たる事業の成功の不能により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月三十日

和歌山市手平二丁目一番二号

財団法人和歌山県青年館

代表清算人　天野　仁

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十二年七月一日高知県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月三十日

高知県高岡郡越知町越知甲一九七〇番地

越知町土地開発公社

清算人　片岡　正博

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年五月十五日開催の社員総会の決議により平成二十二年五月十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年七月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月三十日

栃木県真岡市高勢町一丁目一〇三番三

特定非営利活動法人ボランティア仲間の会

清算人　森　セイ子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年六月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年七月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月三十日

大阪市住之江区南港北二丁目一番一〇号アジア太平洋トレードセンターＩＴＭ棟一一階木金館

特定非営利活動法人ふれあい工房

清算人　酒井　治夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年五月二十四日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年六月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月三十日

北海道留萌郡小平町字小平町三九七番地一二

特定非営利活動法人ラシス・オビラ

清算人　松村　暑

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年五月十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年七月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月三十日

静岡県静岡市葵区下一〇三九番地の四

特定非営利活動法人あおぞらの会

清算人　水野　操

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年七月一日に三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年七月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月三十日

三重県桑名市大字西方五〇二番地の一

医療法人吉本内科クリニック

清算人　吉本　鐐一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年六月十八日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年七月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月三十日

滋賀県草津市草津三丁目一四番四〇号

特定非営利活動法人オンデマンド福祉情報ネットワーク協議会

清算人　岡本　幸助

解散公告（第三回）

財団法人やしろ会館は、平成二十二年五月三十一日を以て解散いたしましたので、財団法人やしろ会館に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年七月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月三十日

兵庫県加東市上三草一一三四番地二一一

財団法人やしろ会館

代表清算人　清　明

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年五月二十五日開催の通常総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年七月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月三十日

徳島市かちどき橋一丁目四一番地

社団法人徳島県食鶏価格安定基金協会

代表清算人　吉田　眞造